

佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業実施要領

制定 令和5年3月31日付け畜第4159号
一部改正 令和6年3月29日付け畜第3682号

(趣旨)

第1条 農家の高齢化や後継者不足による飼養戸数・飼養頭数が減少する中、県内生乳生産量の確保することが本県酪農における緊急課題となっている。一方で、佐賀県における経産牛の1頭当たりの年間産乳量は、都府県平均より少なく、生産性向上による酪農経営の改善が必要である。

このため、高能力な乳用牛の外部導入や後継牛の確保、性判別精液の利用推進により、乳用牛群の改良を促進するとともに、簡易妊娠判定技術や繁殖検診の導入により繁殖成績を向上することで乳用牛1頭当たりの産乳量を増加し、県内生乳生産量の維持拡大を図る。

(事業の実施期間)

第2条 本事業の実施期間は令和5年度から令和8年度までの4年間とする。

(事業実施主体)

第2条 本事業の事業実施主体は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱第4の1の規定に該当する畜産クラスター協議会とする。

(取組主体)

第4条 本事業における取組主体は、畜産クラスター協議会が策定した畜産クラスター計画に位置付けられた酪農家又は農業協同組合とする。

(事業の内容等)

第5条 本事業の事業内容、補助対象及び補助率は次のとおりとする。

(1) 取組主体自らの牛群改良の基礎となりうる能力を持つ乳用牛（ホルスタイン種に限る）を外部導入する経費に対して助成する。

ただし、取組主体が農業協同組合の場合は酪農家に貸し付ける場合に限る。

(補助対象及び補助率)

補助対象乳用牛	補助率
初妊牛（種付けをし初めて妊娠している牛）でかつ事業実施主体が取組主体より別紙Aの提出を受け能力を確認し別紙Bにより対象牛として認めたもの	定額 (70,000 円/頭)

(2) 取組主体が行う自家育成による後継牛の確保に対して助成する。

(補助対象及び補助率)

補助対象乳用牛	補助率
取組主体が、自家育成を行うことで新たに確保した乳用雌子牛かつ個体識別番号の登録を行ったもの。 (ただし、事業完了日までに死亡した場合は補助対象外とする。)	定額 (20,000 円/頭)

(3) 取組主体が高能力な乳用牛の性判別精液を購入する経費に対して助成する。

(補助対象及び補助率)

補助対象性判別精液	補助率
独立行政法人家畜改良センターの乳用牛評価報告による総合評価指数またはアメリカの体型能力指数やカナダの生涯収益指数等が 20 位以内の精液に限る。(対象期間は事業実施年度を含み過去 4 か年とする。)	精液 1 本あたり 1,500 円を超える額の 1 / 2 以内

(4) 取組主体が行う簡易妊娠判定技術（乳汁検査）による早期の妊娠判定に要する経費に対して助成する。

(補助対象及び補助率)

補助対象検査経費	補助率
Pregnancy Associated Glycoproteins (PAGs) 検査経費 (妊娠時のみ胎盤より分泌される糖タンパクを乳汁中の PGAs レベルを調べることにより、妊娠／空胎の確認（あるいは妊娠継続確認）が可能で妊娠確認の指標となる検査)	検査経費の 1 / 3 以内

(5) 取組主体が行う繁殖検診により繁殖成績を向上させるモデル的な取組に要する経費に対して助成する。

(補助対象及び補助率)

補助対象経費	補助率
事業実施主体が取組主体の中から選定したモデル農家が、県外獣医師の協力を得て少なくとも月 1 回以上の繁殖検診を受ける際の経費。	繁殖検診経費の 1 / 3 以内

(事業実施の手続き)

第 6 条 事業実施主体は、様式第 1 号により事業実施計画を作成し、知事に申請するものとする。

2 知事は、事業実施主体から提出された事業実施計画の内容を審査し、適当と認めたときは、その承認を行うものとする。

3 事業実施主体は、次に掲げる重要な変更については、事業実施計画の変更の手続きを行うものとする。

- (1) 事業の中止または廃止
- (2) 事業実施主体毎の補助金の増を伴う事業内容の追加
- (3) 事業実施主体毎の事業費の30%を超える減
- (4) その他事業実施の根幹に関わる事業内容の変更

4 事業実施主体は、事業実施年度の9月30日時点における事業の遂行状況を様式第2号により作成し、10月末日までに知事に報告しなければならない。

ただし、事業遂行状況報告の提出期限前1か月以内に変更交付申請書等により遂行状況が報告されている場合にあっては、これに代えることができるものとする。

(事業の着工等)

第7条 事業の着工は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、やむを得ない場合であり、かつ、第6条の2項による事業の承認がなされている場合は、交付決定前に着工することができるものとする。

この場合、事業実施主体は、補助金交付決定前着工届を様式第3号により、作成し、その理由を知事に届けるものとする。

なお、この場合において、事業実施主体は、補助金交付決定の通知までのあらゆる損失は、自らで負担することを承知の上で行うものとする。

(県の助成)

第8条 県は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

(事業実施状況の報告)

第9条 取組主体は、事業を実施した年度の翌年度から3年間、毎年度、別紙F、G、H又はIにより実績を翌年度の5月31日までに事業実施主体に報告するものとする。

2 事業実施主体は、事業を実施した年度の翌年度から3年間、毎年度、事業実施状況を様式第4号により作成し、翌年度の6月30日までに知事に報告するものとする。

(書類の提出)

第10条 規則又はこの要領に基づき提出する書類は、他の条項で特に定めがない限り、直接、畜産課に提出するものとする。

(外部導入した乳用牛の管理等)

第11条 補助対象として外部導入した乳用牛は次のとおり適正に管理するものとする。

また、事業実施主体及び取組主体が農業協同組合の場合にあっては、酪農家に対して、次のとおり適正に管理することを求めるものとする。

- (1) 酪農家は夏場の猛暑対策や乳房炎など病気の発生防止のための衛生管理に努めること。
- (2) 酪農家は万一の事故又は疾病等に備えるため、原則として、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく家畜共済（死亡廃用共済）に確実に加入するものとする。

（補助金の返還等）

第 12 条 事業実施主体は、次の場合には補助金の返還等について知事に協議するものとする。

- (1) 補助対象の外部導入した乳用牛が事故等にあった場合

ア 事業実施主体は、補助対象の外部導入した乳用牛が佐賀県乳用牛改良促進対策事業費補助金交付要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け畜第 3489 号）第 9 条に定める期間内に事故等にあった場合、遅滞なく様式第 5 号により、知事に事故の報告と併せて補助金の返還について協議するものとする。

ただし、盗難、失そう、疾病、死亡その他重大な事故が酪農家の責めに帰すべき事由（対象者の故意又は重大な過失）により生じたものでないと判断し、知事がこれを認めた場合は、補助金の返還を免除することができる。

イ 事業実施年度中に補助対象の外部導入した乳用牛が事故等にあった場合においては、補助対象外とする。

- (2) 酪農家が病気等により飼養管理を継続することが不可能となった場合

事業実施主体は、酪農家が病気等により飼養管理を継続することが不可能となった場合は、遅滞なく様式第 6 号により、知事と協議のうえ補助対象の外部導入した乳用牛を売却処分することができるものとする。

この場合、交付した補助金に相当する額を返還するものとする。

ただし、売却先が県内の酪農家であり、かつ補助事業要件を継承する場合は、補助金の返還を免除することができる。

- (3) 酪農家が病気等により繁殖検診の継続が不可能となった場合

事業実施主体は、酪農家が病気等により繁殖検診を継続することが不可能となった場合は、遅滞なく様式第 7 号により、知事に報告と併せて補助金の返還について協議するものとする。

ただし、酪農家の疾病、死亡その他重大な事故等、酪農家の責めに帰すべき事由（対象者の故意又は過失）により生じたものでないと判断し、知事がこれを認めた場合は、補助金の返還を免除することができる。

（乳用牛及び精液の利用状況の把握等）

第 13 条 取組主体は、この事業により外部導入した乳用牛について様式第 8 号により、財産管理台帳を整備し管理するものとする。また、この事業により購入した精液については、利用実績が把握できるよう台帳等で管理するものとする。

- 2 事業実施主体は、乳用牛の飼養状況及び精液の利用状況について把握するものとする。

(個人情報の取扱い)

第14条 本事業により得られた氏名、住所等の個人情報については、本事業のためにのみ使用し、それ以外の目的には使用しないものとする。

(その他)

第15条 知事は、この要領に定めるもののほか、事業の遂行状況、実施状況及び実績について、必要に応じて、協議会に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

附則 この要領は、令和5年度分の補助金から適用する。

附則 この改正は、令和6年3月29日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。
この通知による改正前の佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業実施要領に基づく事務については、なお従前の例による。

(別紙A)

〇〇 年 月 日

[協議会会長名]

△△クラスター協議会
会 長 △△△△ 様

〇〇 年度佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業における外部導入対象牛選定確認書

このたび外部導入した乳用牛について、佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業の対象牛としての判断は、下記のとおりです。

個体識別番号：
導入日：

- ☐ 当該優良乳用牛の母牛の牛群検定により判断
- ☐ 母牛あるいは父牛精液のゲノミック評価結果により判断
- ☐ 所有者独自の判断（主な理由に○をつけてください）
1. 母牛の乳量・乳質が高い。
 2. 対象牛の体型が搾乳に適している。
 3. その他（理由を記入してください）

--

※注1）対象牛と判断した理由の該当箇所にチェックする。

※注2）必要に応じて対象牛と判断した根拠資料を添付する。

〇〇 年 月 日

氏名

住所

注1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名することができる。

2 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。

(別紙B)

〇〇 年 月 日

[申請者]

様

△△クラスター協議会
会長 △△ △△

〇〇 年度佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業における外部導入対象牛の確定について

〇〇 年 月 日で報告のあった牛について、〇〇 年度佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業における外部導入対象牛であることを確定します。

については、導入した乳用牛の適正な飼養管理に努めるとともに、事業を実施した年度の翌年度から3年間、毎年度、別紙Fを作成し、5月31日まで報告してください。

・対象牛の個体識別番号：

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

事業実施主体 住 所
名 称
代表者名

〇〇 年度佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業実施計画（変更）の
承認申請について

このことについて、佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業実施要領第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）申請します。

（変更の理由）

添付書類：事業計画書（別紙 C）

注 1）事業実施計画の承認申請を行う場合は、（変更）、（変更の理由）を消去すること。

注 2）事業実施計画の変更承認申請を行う場合は、（変更）の（ ）を消去し、変更の理由を記入すること。

(別紙C)

〇〇 年度 佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業実施（変更）計画書

1 事業の目的

2 事業実施主体の成果目標

協議会における構成員数 (戸)		協議会における総生乳生産量 (kg)		1 頭当たりの産乳量 (kg/頭)		備 考
現状 (〇〇 年度)	目標 (〇〇 年度)	現状 (〇〇 年度)	目標 (〇〇 年度)	現状 (〇〇 年度)	目標 (〇〇 年度)	

注 1) 1 頭当たりの乳量の「現状」は協議会の構成員である酪農家の事業実施前年度の全生乳生産量をのべ頭数で除した値とし、「目標」は、事業実施 3 年後の目標を記入すること。

3 事業の実施計画（又は変更計画）

（１） 高能力な乳用牛の導入

取組主体数 (戸)	事業量(頭) A	補助単価（定額） B	事業費（円） C	負担区分(円)		備 考
				県費補助金 D=A*B	その他 E=C-D	
		70,000 円/頭				
計						
消費税						
合計						—

（２） 自家育成による後継牛の確保

取組主体数 (戸)	事業量(頭) A	補助単価（定額） B	事業費（円） C	負担区分(円)		備 考
				県費補助金 D=A*B	その他 E=C-D	
		20,000 円/頭				
計						
消費税						
合計						—

(3) 高能力な乳用牛の性判別精液の購入

取組主体数 (戸)	事業量(本) A	事業費 (円) B	控除額 (円) $C=A*1,500$ 円	補助対象 経費 $D=B-C$	補助率 E	負担区分(円)		備 考
						県費補助金 $F=D*E$	その他 $G=B-F$	
					1,500 円/本 を超える額の 1/2 以内			
計								
消費税			—	—				
合計					—			—

(4) 簡易妊娠判定技術による早期の妊娠判定に要する経費

取組主体数 (戸)	事業量(本) A	単価 (円) B	事業費 (円) $C=A*B$	補助率 D	負担区分(円)		備 考
					県費補助金 $E=C*D$	その他 $F=C-E$	
				検査経費の 1 / 3 以内			
計							
消費税							
合計				—			—

(5) 繁殖検診により繁殖成績を向上させるモデル的な取組に要する経費

取組主体数 (戸)	事業量 (回) A	事業費 (円) B	補助対象経費 (円) C	補助率 D	負担区分 (円)		備考
					県費補助金 E = C * D	その他 F = B - E	
				繁殖検診経 費の 1 / 3 以内			
計							
消費税			—				
合計				—			—

注1) 備考欄には、事業区分ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかではない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計の欄の備考欄に合計額「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」を記入すること。

4 取組主体ごとの取組内容

酪農家名	
------	--

(1) 高能力な乳用牛の外部導入

事業量(頭) A	補助単価 (定額) B	事業費 (円) C	負担区分(円)		備 考
			県費補助金 D=A*B	その他 E=C-D	
	70,000 円/頭				
計					
消費税					
合計					—

(2) 自家育成による後継牛の確保

事業量(頭) A	補助単価 (定額) B	事業費 (円) C	負担区分(円)		備 考
			県費補助金 D=A*B	その他 E=C-D	
	20,000 円/頭				
計					
消費税					
合計					—

(3) 高能力な乳用牛の性判別精液の購入

精液名	事業量 (本) A	単価 (円) B	事業費 (円) C	控除額 (円) D=A *1,500 円	補助対象 経費 E=C-D	補助率 F	負担区分(円)		備 考
							県費補助金 G=E*F	その他 H=C-G	
						1,500 円/本 を超える額の 1/2 以内			
計		—							
消費税				—	—				
合計						—			—

(4) 簡易妊娠判定技術による早期の妊娠判定に要する経費

事業量(本) A	単価 (円) B	事業費 (円) C	補助率 D	負担区分(円)		備 考
				県費補助金 E=C*D	その他 F=C-E	
			検査経費の 1 / 3 以内			
計						
消費税						
合計			—			—

(5) 繁殖検診により繁殖成績を向上させるモデル的な取組に要する経費

事業量 (回) A	事業費 (円) B	補助対象経費 (円) C	補助率 D	負担区分 (円)		備考
				県費補助金 E = C * D	その他 F = B - D	
			繁殖検診経費 の 1 / 3 以内			
計						
消費税		—				
合計			—			—

[モデル農家選定理由]

注 1) 各取組内容の備考欄には、事業区分ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかではない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計の欄の備考欄に合計額「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」を記入すること。

添付書類

- ☐ 性判別精液が助成対象であることを確認できる書類
- ☐ 性判別精液の単価が確認できる書類
- ☐ 繁殖検診にかかる経費の詳細が確認できる書類（見積書等）
- ☐ 精液利用誓約書（別紙D）
- ☐ 農業共済への加入に関する誓約書（別紙E）

(別紙D)

精液利用誓約書

△△クラスター協議会

会長 △△ △△ 様

このたび佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業において取組主体として事業に参加するにあたり、以下の事項を厳守することをここに誓います。

記

1. 事業で購入した精液は、必ず自ら所有する乳用牛又は農協から貸付けられた乳用牛の種付けに利用し、利用実績簿により管理します。
2. 事業で購入した乳用牛精液を転売することはいたしません。

〇〇 年 月 日

氏名

住所

- 注1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名することができる。
- 2 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。

(別紙E)

農業共済への加入に関する誓約書

△△クラスター協議会

会長 △△ △△ 様

このたび佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業において取組主体として事業に参加するにあたり、導入に当たって農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく家畜共済に加入することを誓約します。

〇〇 年 月 日

氏名

住所

- 注 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名することができる。
- 2 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。

(様式第 2 号)

番 年 月 日 号

佐賀県知事 様

住 所
名 称
代表者名

〇〇 年度佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業の遂行状況について

佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業実施要領第 6 条の 4 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

【事業の遂行状況】

事業内容	9 月 3 0 日時点			年度末見込み		
	事業量	事業費 (千円)	うち県費 補助金	事業量	事業費 (千円)	うち県費 補助金
高能力な乳用牛 の外部導入	頭			頭		
自家育成による 後継牛の確保	頭			頭		
高能力な乳用牛 の性判別精液の 購入	本			本		
簡易妊娠判定技 術による早期の 妊娠判定	本			本		
繁殖検診により 繁殖成績を向上 させるモデル的 な取組	回			回		

(様式第 3 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
名 称
代表者名

〇〇 年度佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業費補助金交付決定前着工届

このことについて、下記条件を了承のうえ、補助金交付決定前に着工したいので、佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業実施要領第 7 条の規定により届け出ます。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体等が負担すること。
- 2 補助金交付決定が受けられなかった場合又は補助金交付決定を受けた補助金が交付申請額若しくは交付申請予定額に達しない場合においても、異議が無いこと。

着工予定年月日	完了予定年月日	総事業費	理由

(様式第 4 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
名 称
代表者名

〇〇 年度佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業の事業実施状況について

佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業実施要領第 9 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業実施主体における事業実施後の成果

	実施年度 (〇〇 年度)	2 年目 (〇〇 年度)	3 年目 (〇〇 年度)
成果目標 1 頭当たりの乳量 (kg/頭)	Kg/頭	Kg/頭	Kg/頭
実績 1 頭当たりの乳量 (kg/頭)	Kg/頭	Kg/頭	Kg/頭

注 1) 成果目標は、各年度の実施計画提出時に記載した事業実施 3 年後の成果目標を転記すること。

2 成果目標に達していない場合の改善方策

--

3 乳用後継牛の改良成果 別紙のとおり

添付書類

別紙 F (高能力な乳用牛の外部導入)

別紙 G (自家育成による後継牛の確保)

別紙 H [簡易妊娠判定技術 (乳汁検査) による早期の妊娠判定 (実施年のみ添付)]

別紙 I [繁殖検診により繁殖成績を向上させるモデル的な取組 (実施年のみ添付)]

(別紙F)
△△クラスター協議会
会長 △△△△ 様

飼養者名

〇〇 年度佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業（高能力な乳用牛の外部導入）の実績について、下記のとおり報告します。

記

1 外部導入した乳用牛の飼養管理状況

個体識別番号	生年月日	導入年月日	分娩日	最終授精日	授精回数	由来	共済加入の有無
					回目		
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			

注1)「最終授精日」については、報告時点直近の実績を記載すること。
注2)「授精回数」については、最終分娩以降の授精回数の合計値を記載すること。
注3)「由来」については、「ホルスタイン」「黒毛和種」「受精卵移植」のいずれかを記載すること。

2 外部導入により改良された牛群の生乳生産状況について

	事業実施前 (〇〇 年度)	実施年度 (〇〇 年度)	2年目 (〇〇 年度)	3年目 (〇〇 年度)
1頭当たりの産乳量 (kg/頭)				

注1)「事業実施前」の「1頭当たりの産乳量」については、事業実施前年度の基準月（3月）の総生乳生産量をのべ飼養頭数で除した数値等を記載すること。
注2) 導入後の「1頭当たりの産乳量」については、報告年度の基準月（3月）の総生乳生産量をのべ飼養頭数で除した数値を記載すること。
注3)「1頭当たりの産乳量」が「事業実施前」と比較して増加しなかった場合は、その理由を記載すること。
注4) 牛群検定に取り組んでいる場合は、基準月（3月）の牛群検定成績の写しを添付することで、当報告に代えることができるものとする。
(別紙F省略可)。ただし、事業実施翌年度の報告時は、実施前年度の基準月（3月）の牛群検定成績の写しを添付すること。

3 目標に達していない場合の改善方策

(別紙G)

△△クラスター協議会
会長 △△△△ 様

飼養者名

〇〇 年度佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業（自家育成による後継牛の確保）の実績について、下記のとおり報告します。

記

自家育成により確保した乳用雌子牛の飼養管理状況

飼養年度	個体識別番号	生年月日	初回人工授精 又は初回移植日	最終授精日			最終分娩日	共済加入の 有無
					授精回数	由来		
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	回目		年 月 日	

- 注1)「最終授精日」については、報告時点直近の実績を記載すること。
- 注2)「授精回数」については、最終分娩以降の授精回数の合計値を記載すること。
- 注3)「由来」については、「ホルスタイン」「黒毛和種」「受精卵移植」のいずれかを記載すること。

(別紙H)

△△クラスター協議会
会長 △△ △△ 様

飼養者名

〇〇 年度佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業（簡易妊娠判定技術による早期の妊娠判定）の実績について、下記のとおり報告します。

記

番号	個体識別番号	分娩日	授精日	検査日	妊娠判定結果	妊娠判定後の対応策
1					＋ ・ －	☐授精（授精日：） ☐獣医師等による診察（診察日：） ☐その他（）
2					＋ ・ －	☐授精（授精日：） ☐獣医師等による診察（診察日：） ☐その他（）
3					＋ ・ －	☐授精（授精日：） ☐獣医師等による診察（診察日：） ☐その他（）
4					＋ ・ －	☐授精（授精日：） ☐獣医師等による診察（診察日：） ☐その他（）

注 1) 「妊娠判定結果」については、陽性の場合「＋」に、陰性の場合は、「－」に○を付けること。
注 2) 「妊娠判定後の対応策」については、実施した内容について☑を入れるとともに、授精日あるいは診察日等実施した日付を記載すること。

(別紙Ⅰ)

△△クラスター協議会
会長 △△ △△ 様

飼養者名

〇〇 年度佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業（繁殖検診により繁殖成績を向上させるモデル的な取組）の実績について、下記のとおり報告します。

記

1 繁殖検診の実施実績

回数	実施年月日	診療頭数 (経産牛)	診療頭数 (育成牛)	具体的な取組内容
1				
2				
3				
4				

注) 枠が足りない場合は適宜追加すること。

2 分娩間隔

期首時点 (〇年〇月)	期末時点 (〇年〇月)	最短月 (〇年〇月)

注) 分娩間隔は、牛群検定成績表における分娩間隔（予定）の数値を用いること

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

〇〇 年度佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業により取得した乳用牛
雌牛の廃用等について（協議）

〇〇 年度において、佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業により取得した乳用牛に
ついて、飼養継続が不可能となりましたので、佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業実
施要領第12条の（1）の規定により、関係書類を添えて協議します。

記

1 酪農家名

2 該当牛名等

名号	個体識別番号	生年月日	異動年月日	補助金額

3 飼養継続不可能となった理由（該当に○をつける）

- （1）盗難 （2）失そう （3）疾病又は事故による販売
（4）死亡 （5）その他（ ）

4 対象者の過失の有無（該当に○をつける） 有 ・ 無

5 4の理由

--

6 補助金の取扱（該当に○をつける）

- （1）補助金を返還する（返還金額 円） （2）補助金返還の免除を受けたい

7 6の理由

--

8 添付資料

血統登録証明書（写）、診断書（写）、販売代金清算書（写）、個体識別情報、
その他の証拠書類（ ）

番 号
年 月 日

申請者住所
氏名

〇〇 年度において、佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業により取得した乳用牛について、飼養継続が不可能となりましたので、佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業実施要領第12条の(2)の規定により、関係書類を添えて協議します。

名号	個体識別番号	生年月日	異動年月日	補助金額

--

血統登録証明書（写）、個体識別情報、その他の証拠書類

番 号
年 月 日

申請者住所
氏名

〇〇 年度において、佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業における繁殖検診の継続が不可能となりましたので、佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業実施要領第 12 条の（３）の規定により、関係書類を添えて協議します。

--

繁殖検診に係る費用の証拠書類

(様式第 8 号)

財産管理台帳

事業実施年度	事業名	事業実施主体名	取組主体名
〇〇 年度	佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業		

耳標番号	取得		初分娩年月 日	処分制限期間		処分の状況		保管場所	摘要
	事業費(円)	取得年月日		耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容		

注 1) 「処分制限年月日」欄には、処分制限の終期を記入すること。
注 2) 「処分の内容」欄には、譲渡、貸付、売却等を記入すること。
注 3) 「摘要」欄には、譲渡、貸付先の名称または補助金返還額を記入すること。
注 4) この様式により難しい場合は、処分制限期間及び処分の状況を含んだほかの書式をもって財産管理台帳に替えることができる。